

『母子健康手帳アプリ』がご利用になれます

妊娠中、子育て中の方へ向けて、各種手続きや子育て支援などの情報を無料で取得することが出来るスマートフォン・タブレット用アプリ『母子健康手帳アプリ』の配信が、1月15日から開始され、上ノ国町でも情報提供ツールとして活用しています。

このアプリは、子どもの健康や成長を一貫して記録するとともに、妊娠・出産や子育てに必要な様々な機能や情報が提供されますので、既に配布されている母子健康手帳と併せて「母子健康手帳アプリ」を是非ご利用ください。

■主な機能

- 妊婦訪問などの本町からの子育て支援情報が配信されます。
- 妊娠週数や子どもの年齢に合わせて、健診、予防接種情報、利用可能な制度情報、おすすめレシピなど、その時期に最適な情報が配信されます。
- 健康診査結果、予防接種記録等のを記録、管理できます。
- 子どもの成長情報や、親の気づきなど、日々の変化や成長を画像や文字で記録できます。
- 母子健康手帳の情報を両親で共有できます。
- 別アプリの『おまかせ入力』を使用し、母子健康手帳の写真を送付することで、自動的に母子健康手帳アプリに情報が反映されます。

ほか

■お問い合わせ

保健福祉課健康支援グループ
(☎55-4460)



平成30年2月1日から!

小型船舶(漁船・プレジャーボート) 甲板上での、ライフジャケット着用が全面義務化!

平成30年2月1日以降、小型船舶の船室外の甲板上では、原則、すべての乗船者にライフジャケットを着用させることが、船長の義務になります。

ライフジャケット着用による海中転落時の生存率は、非着用時の2倍以上ですので、必ず着用しましょう。

また、平成34年2月1日以降は違反点2点が付され、再教育講習を受けなければならず、違反点が5点以上となった場合、最大6ヶ月の免許停止処分が下されます。

■お問い合わせ

北海道運輸局
(☎011-290-2772)



石綿による疾病の補償・救済について

石綿は、肺に吸い込むと、長い年月を経てから中皮腫や肺がんなどを発症させることが確認されています。

このことについて、労働者として石綿ばく露作業に従事していたことが、疾病の原因であると認められた場合には、労災保険法に基づく各種の労災保険給付や石綿救済法に基づく特別遺族給付金が支給されます。

中皮腫などでお亡くなりになられた方が過去に石綿業務に従事されていた場合には、労災保険給付等の支給対象となる可能性がありますので、まずはお気軽に最寄りの都道府県労働局または労働基準監督署にご相談ください。

■お問い合わせ

厚生労働省北海道労働局労災補償課
(☎011-709-2331)

代表的な4つの疾病

